

司法試験委員会会議（第150回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和元年7月29日（月）10:00～11:10

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）神田秀樹
（委員）大沢陽一郎, 大場亮太郎, 高橋美保, 長谷部由起子, 春名一典, 村田渉（敬称略）
- 司法試験考査委員候補者選定等部会委員 矢尾和子
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
濱克彦人事課長, 大久保仁視試験管理官（幹事兼任）, 阿波亮子人事課付

4 議題

- (1) 司法試験考査委員候補者選定等部会における協議について（報告・協議）
- (2) 令和元年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について（報告）
- (3) 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (4) 令和元年司法試験考査委員の推薦について（報告）
- (5) 司法試験予備試験論文式試験における選択科目の選定に関する法務大臣からの諮問について（報告）
- (6) 幹事の選任について（報告）
- (7) 令和元年7月22日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
- (8) その他（報告）
- (9) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料1 令和2年司法試験考査委員推薦候補者名簿
- 資料2 平成31年以降の司法試験考査委員の体制についての検討結果
- 資料3 令和元年司法試験予備試験論文式試験受験状況
- 資料4 令和2年司法試験の実施日程等について
- 資料5 令和2年司法試験予備試験の実施日程等について
- 資料6 諮問書（第6号）
- 資料7 令和元年7月10日付け長野県弁護士会会長名の「令和元年司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明」
- 資料8 令和元年7月10日付け広島弁護士会会長名の「法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律等の一部を改正する法律に関する会長声明」

6 議事等

- (1) 司法試験考査委員候補者選定等部会における協議について（報告・協議）

○ 司法試験考査委員候補者選定等部会の検討結果の報告概要

司法試験考査委員候補者選定等部会から、令和2年以降の司法試験考査委員体制について、同部会での検討の結果、資料2の「3」のとおり、「平成29年司法試験以降、問題作成担当考査委員における法科大学院教員の数を漸次高めてきたが、上記の事情を総合的に勘案し、今後とも上記を含む各般の再発防止策が確実に履践されることを前提として、法科大学院において現に指導をしている研究者についても、問題作成担当考査委員としての適格性が認められる限り、候補者として選定することを妨げないものとするのが相当である。」との平成30年7月3日に同部会において取りまとめた方針を維持することとした上、問題作成を担当する令和2年司法試験考査委員候補者（法科大学院において現に指導をしている者）について、各候補者の適格性及び所属法科大学院における再発防止策の実施状況の調査を踏まえた選定結果として、資料1の35名を選定したことが報告された。

また、同部会から、協議においては、資料2の「4」のとおり、「資料2の「3」の方針を採るに当たっては、出題内容漏えい事案が司法試験の公正性・公平性に対する信頼を根底から損なうものであり、同種事案の再発を決して許してはならないとの認識が薄れることのないよう、引き続き、司法試験委員会、法科大学院及びその教員である考査委員のそれぞれが各般の再発防止策を確実に履践するとともに、司法試験委員会において、これらの運用状況を注視し不断の検証を行うことを求めるものである。」との記載どおり、再発防止策が確実に履践されるなどしていることを確認したことが報告されるとともに、今後も司法試験委員会において各般の再発防止策の運用状況について配意されたい旨の意見が報告された。

さらに、同部会から司法試験委員会に対して令和元年司法試験考査委員候補者選定に関する報告を行った昨年8月3日以降、司法試験考査委員の不適切行為に関する通報窓口への通報に関し、不適切行為の疑いが認められるようなものはなかったことが併せて報告された。

○ 当委員会における協議の結果

協議の結果、資料2の「3」の方針を基に、本年10月に令和2年司法試験考査委員の推薦を行うこととされ、あわせて、資料2の「4」の意見を踏まえ、司法試験委員会における漏えい事案の再発防止策の一環として、毎年、任命後に、司法試験考査委員に対し再発防止のための注意を喚起する措置を引き続き講じるべきであるとの意見で一致した。

(2) 令和元年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について（報告）

- 事務局から、令和元年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について、資料3に基づき報告がなされた。

(3) 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）

- 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施日程及び試験地並びに試験実施日程について、資料4及び資料5のとおりとすることとされた。

(4) 令和元年司法試験考査委員の推薦について（報告）

- 委員長から、令和元年司法試験考査委員として別紙1記載の者を法務大臣に推薦する

ことについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、了承され、令和元年7月10日付けで委員会の議決としたことが報告された。

これに関し、事務局から、司法試験考査委員に推薦された者が7月29日付けで法務大臣から考査委員に任命されたことが報告された。

(5) 司法試験予備試験論文式試験における選択科目の選定に関する法務大臣からの諮問について（報告）

- 事務局から、令和元年7月16日付けで、法務大臣から司法試験委員会に対し、諮問第6号の諮問がなされたことが報告され、資料6に基づき、諮問事項の内容について説明がなされた。

(6) 幹事の選任について（報告）

- 委員長から司法試験委員会幹事として別紙2記載の者が選任されたことについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を聴取した結果、了承され、令和元年7月10日付けで委員会の議決としたことが報告された。
これに関し、事務局から、司法試験委員会幹事に選任された者の法務大臣による任命につき、7月22日付けで必要な手続を終えたことが報告された。

(7) 令和元年7月22日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）

○ 幹事からの報告内容

令和元年7月3日開催の司法試験委員会において設置が決定され、同月10日に同委員会によって具体的人選が決定された幹事による第1回幹事会が、幹事全員の出席により、同月22日に開催されたので報告する。

幹事会の冒頭では、事務局から、令和元年6月19日に成立した「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」の概要や、同法案の国会審議の状況、改正法上、司法試験予備試験論文式試験の選択科目を法務省令により定めるに当たっては司法試験委員会の意見を聴かなければならないとされていることを踏まえて、司法試験委員会において、司法試験の実施時期を検討するとともに、法務省令によって定められる司法試験予備試験論文式試験の選択科目を選定するなど、司法試験及び司法試験予備試験の実施に関する重要事項を調査審議する前提として、司法試験委員会を補佐する者として幹事の設置が決定されたこと等、幹事会開催に至る経緯の説明が行われた後、各幹事による自己紹介が行われた。

その後は、まず、幹事会の進め方についての協議が行われ、協議の進行役や司法試験委員会への報告役となる幹事が決められたほか、以下の諸点について幹事の意見の一致をみた。

- ① 協議は非公開とすること
- ② 幹事会における調査・検討の内容や、幹事会で出された意見の要旨の公表方法については、報告役の幹事が、幹事会1回又は2回ごとに1回程度の割合で司法試験委員会に出席して報告し、その報告内容を掲載した司法試験委員会の議事概要の公表によること

次に、次回幹事会における協議事項についての協議が行われた結果、国会審議の状況

等に鑑みれば改正法施行後の司法試験の実施時期を協議事項とすべきであるとともに、司法試験の実施時期が法科大学院のカリキュラムに与える影響の大きさを考えれば可能な限り速やかに方向性を示すべきであるが、他方において、必要な議論を省略したり欠いたりといった拙速な議論に陥らないようにする必要があるので意見の一致をみた。

そして、次回である第2回幹事会から司法試験の実施時期を検討するに当たり、この点に関して各幹事が既に把握している各種意見や資料等があれば、意見提出者や資料作成者等から幹事会で共有することに関する同意を得るなど必要な手続を経た上で、次回以降の幹事会で共有することで意見の一致をみた。

また、その他の協議事項について、まずは司法試験委員会が明示した協議事項である司法試験の実施時期及び司法試験予備試験論文式試験の選択科目の選定について優先的に調査・検討を行うことを前提としつつ、協議等の過程において、他にも調査・検討が必要であると考えられる事項が出てきた場合には、幹事会においてその検討の必要性や範囲、方法等について協議・整理した上で司法試験委員会に提案を行い、その意向を踏まえて具体的な調査・検討を行うことで意見の一致をみた。

これを前提として、各幹事からは、以下のような発言があった。

- ・ 在学中受験資格の導入後も、法曹に求められる資質・能力を判定するという司法試験の位置付けや試験の難易度に変更はないことを前提としつつも、司法試験の方式・内容等について、法科大学院教育との適切な連携が図られたものとなっているか、法科大学院や学生に対して学修の指針を示すという意味で適切な影響を与えているか、実務家登用試験として適切な選別機能を有しているかといった観点から、検証担当考査委員会議において行われてきた検証結果を踏まえて検討が行われるべきであり、その際には、関係団体とも連携して法科大学院側から具体的な提案を行うことが考えられる。
- ・ 適宜のタイミングで、司法試験の方式・内容等について幹事会で検討を行うことを否定するものではないが、在学中受験資格の導入を理由としてこれと直結した形で検討するとの考えとは立場を異にするものであり、これまでの司法試験実施の状況を踏まえた経時的な観点から検討することはあり得ると考えている。
- ・ 今後、司法試験の方式・内容等に関する議論が行われる場合には、司法試験と法科大学院教育との有機的連携がより一層図られるよう、法科大学院教育を所管する立場から協力していきたい。
- ・ 日弁連で、女性の受験者数や合格者数が減少している状況の下、現行の司法試験の日程等が女性にとって体力面で負担が大きいなど、その方式・内容等が女性の法曹志願者の減少に影響しているのではないかといった議論が行われていることへも配慮願いたい。
- ・ 司法修習の開始時期自体は幹事会の検討事項ではないと思うものの、司法試験の実施時期の検討に当たっては、司法修習の開始時期がいつになるのかということをも踏まえる必要があり、場合により、法科大学院生の身分と司法修習生の身分とが併存し得ることに関する大学としての制度的対応についても整理する必要が生じ得るのではないか。

最後に、今後の開催スケジュールについて協議が行われ、第2回幹事会は9月中の開催を目処として、その後の幹事会も1か月に1回の開催を目標に日程調整を行うことと

なった。

○ 当委員会における協議の結果

上記報告を受けて協議が行われた結果、幹事会の進め方（①協議は非公開とすること、②幹事会における調査・検討の内容や、幹事会で出された意見の要旨の公表方法については、報告役の幹事が、幹事会1回又は2回ごとに1回程度の割合で司法試験委員会に出席して報告し、その報告内容を掲載した司法試験委員会の議事概要の公表によること）について了承されるとともに、司法試験の実施時期を優先的検討事項として第2回幹事会において協議するとの方針及び協議事項について、まずは当委員会が明示した協議事項である司法試験の実施時期及び司法試験予備試験論文式試験の選択科目の選定について優先的に調査・検討を行うことを前提としつつ、協議等の過程において、他にも調査・検討が必要であると考えられる事項が出てきた場合には、幹事会においてその検討の必要性や範囲、方法等について協議・整理した上で当委員会に提案を行い、その意向を踏まえて具体的な調査・検討を行うとの方針について、それぞれ了承された。

その際、委員から

- ・ 法科大学院教育と司法試験の連携の観点から、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会と幹事会との間で互いに情報共有しつつ議論されるようお願いしたい
- ・ 幹事からの報告を踏まえて当委員会において議論を深めるためにも、また、検討過程の透明性を確保するためにも、幹事会でどのような議論がなされたのかについて詳しく分かるようにすべきである

などの意見が述べられた。

(8) その他（報告）

- 事務局から、長野県及び広島各弁護士会から司法試験委員会宛てに提出された資料7及び資料8について報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和元年9月9日（月）に開催することが確認された。

（以上）

令和元年司法試験考查委員名簿

○司法試験考查委員名簿（1名）

知的財産法 澁谷 亮 法務省大臣官房司法法制部参事官

司法試験委員会幹事名簿

内 田 哲 也	最高裁判所事務総局総務局参事官
大 久 保 仁 視	法務省大臣官房人事課試験管理官
黄 地 吉 隆	文部科学省高等教育局専門教育課長
大 貫 裕 之	法科大学院協会理事長，中央大学副学長， 中央大学大学院法務研究科教授（行政法）
菰 田 優	弁護士，日本弁護士連合会事務総長
潮 見 佳 男	京都大学副学長，京都大学大学院法学研究科教授（民法）
染 谷 武 宣	司法研修所事務局長
成 瀬 幸 典	東北大学大学院法学研究科長， 東北大学大学院法学研究科教授（刑法）
福 原 道 雄	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
湊 上 玲 子	弁護士（元法曹養成担当日本弁護士連合会副会長）